

湘南グリーン介護老人保健施設葉山

介護予防通所リハビリテーション利用約款

一部改正：令和6年6月1日

(約款の目的)

第1条 湘南グリーン介護老人保健施設葉山（以下「当施設」という。）は、要支援者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要であると認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を保証する者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出した時点から効力を有します。但し、身元引受人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額36万円の範囲以内で利用者と連携して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書きの場合はこの限りではありません。
 - 5 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利

利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。

なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。(※日々支払う方法でも可)

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録(診療録を含む。)を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れが

ある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

湘南グリーン介護老人保健施設葉山のご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 湘南グリーン介護老人保健施設 葉山
- ・開設年月日 平成18年5月1日
- ・所在地 神奈川県三浦郡葉山町一色2448-1
- ・電話番号 046-877-5660 ・ファックス番号 046-876-0012
- ・管理者名 武谷 克重
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1451180009号)
- ・営業時間 8:30~17:30
- ・サービス提供時間 9:45~16:15
- ・日曜及び12月29日~1月3日は休日

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[湘南グリーン介護老人保健施設葉山の運営方針]

- ① 医療ケアと生活サービスを一体的に提供します。
- ② 明るく家庭的な雰陰気の中での療養生活を提供します。
- ③ 入所者の自発的な活動を促し、日常生活能力の維持、回復、自立を目指します。
- ④ 地域や家庭との結びつき、市町村などとの連携と連絡・調整、ボランティアの活動を重視します。

(3) 施設の職員体制

(令和6年4月1日現在)

	常勤員数	非常勤員数	夜間員数	業務内容
医師	1			健康管理・医療
介護職員	4			日常生活上の世話
理学療法士 作業療法士	2	1		機能訓練

(4) 通所定員 15名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
昼食 12時30分~

- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月4回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

- ・名称 横須賀市立市民病院
 - 住所 横須賀市長坂1-3-2
 - 電話番号 046-856-3136
- ・名称 湘南グリーンクリニック
 - 住所 横須賀市大矢部3-1-25
 - 電話番号 046-834-8991
- ・名称 鎌倉ヒロ病院
 - 住所 鎌倉市材木座1-7-22
 - 電話番号 0467-24-7171

○協力歯科医療機関

- ・名称 湘南グリーンクリニック
 - 住所 横須賀市大矢部3-1-25
 - 電話番号 046-834-8993（歯科直通）

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・飲酒・喫煙、基本的に禁止とする。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて可能。
- ・金銭・貴重品については、基本的には持込禁止とするが、状況によっては事務室にて管理する。

- ・ 外泊時等の施設外での受診は、緊急やむを得ない場合を除いては禁止とする。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、その他
- ・ 防災訓練 年2回（うち夜間想定 1回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、葉山町役場福祉課及び神奈川県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

苦情相談責任者	施設長 武谷 克重	事務長 高道 晃一
苦情相談担当者	相談係 杉本 茂	百瀬 記子

(2) 葉山町

葉山町福祉部福祉課

三浦郡葉山町堀内2 1 3 5

電話 046-876-1111

受付時間 午前8:30～午後5:15

(3) 逗子市

逗子市高齢介護課

神奈川県逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111

受付時間 午前8:30～午後5:00

(4) 神奈川県

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係

横浜市西区楠町2 7-1 国保会館

電話 045-329-3447

受付時間 午前8:30～午後5:15

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

通所リハビリテーションについて
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防通所リハビリテーション介護計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金 (令和6年6月改正)

4. 支払い方法

毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までに原則として銀行振込(指定口座)によりお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

<別紙3>

個人情報の利用目的 (令和6年6月1日現在)

湘南グリーン介護老人保健施設葉山では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設予防通所リハビリテーション 利用同意書

湘南グリーン介護老人保健施設葉山を通所利用するにあたり、通所リハビリテーション利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。この同意書は2通を作成し、双方が各自1通を保有します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所
氏 名 印

<身元引受人>

住 所
氏 名 印

湘南グリーン介護老人保健施設葉山
管理者 武谷 克重 殿

【請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【緊急時及び事故発生時の連絡先】

第1連絡先

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	携帯電話

第2連絡先

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	携帯電話

通所リハビリテーション利用料金表(令和6年6月改正)

【 1割負担 】 (要介護1～5)

保険内サービス利用者負担額		
	区 分	料 金
通所リハビリテーション費 ※	要介護1	755円/日
	要介護2	897円/日
	要介護3	1,035円/日
	要介護4	1,200円/日
	要介護5	1,361円/日
入浴介助加算		43円/日
サービス提供体制強化加算 (I) ※		24円/日
介護職員処遇改善加算 (I) ※		保険内サービス利用者負担額の8.6%

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。
それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

【 1割負担 】 (要支援1・要支援2)

保険内サービス利用者負担額		
	区 分	料 金
予防通所リハビリ ※	要支援1	2,393円/月
	要支援2	4,461円/月
サービス提供体制強化加算 (I) ※	要支援1	93円/月
	要支援2	186円/月
介護職員処遇改善加算 (I) ※		保険内サービス利用者負担額の8.6%

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。
それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険外サービス費		
食事		795円/日
日用品費		50円/日
教養娯楽費		150円/日
おむつ代	パンツ	200円/枚
	テトラ	150円/枚
	パット	40円/枚

通所リハビリテーション利用料金表(令和6年6月改正)

【 2割負担 】 (要介護1～5)

保険内サービス利用者負担額		
	区 分	料 金
通所リハビリテーション費 ※	要介護1	1,509円/日
	要介護2	1,794円/日
	要介護3	2,070円/日
	要介護4	2,399円/日
	要介護5	2,722円/日
入浴介助加算		85円/日
サービス提供体制強化加算 (I) ※		47円/日
介護職員処遇改善加算 (I) ※		保険内サービス利用者負担額の8.6%

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。
それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

【 2割負担 】 (要支援1・要支援2)

保険内サービス利用者負担額		
	区 分	料 金
予防通所リハビリ ※	要支援1	4,786円/月
	要支援2	8,921円/月
サービス提供体制強化加算 (I) ※	要支援1	186円/月
	要支援2	372円/月
介護職員処遇改善加算 (I) ※		保険内サービス利用者負担額の8.6%

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。
それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険外サービス費		
食事		795円/日
日用品費		50円/日
教養娯楽費		150円/日
おむつ代	パンツ	200円/枚
	テトラ	150円/枚
	パット	40円/枚

通所リハビリテーション利用料金表(令和6年6月改正)

【 3割負担 】 (要介護1～5)

保険内サービス利用者負担額		
	区 分	料 金
通所リハビリテーション費 ※	要介護1	2,263円/日
	要介護2	2,691円/日
	要介護3	3,105円/日
	要介護4	3,599円/日
	要介護5	4,083円/日
入浴介助加算		127円/日
サービス提供体制強化加算 (I) ※		70円/日
介護職員処遇改善加算 (I) ※		保険内サービス利用者負担額の8.6%

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。
それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

【 3割負担 】 (要支援1・要支援2)

保険内サービス利用者負担額		
	区 分	料 金
予防通所リハビリ ※	要支援1	7,179円/月
	要支援2	13,382円/月
サービス提供体制強化加算 (I) ※	要支援1	279円/月
	要支援2	557円/月
介護職員処遇改善加算 (I) ※		保険内サービス利用者負担額の8.6%

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。
それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険外サービス費		
食事		795円/日
日用品費		50円/日
教養娯楽費		150円/日
おむつ代	パンツ	200円/枚
	テトラ	150円/枚
	パット	40円/枚